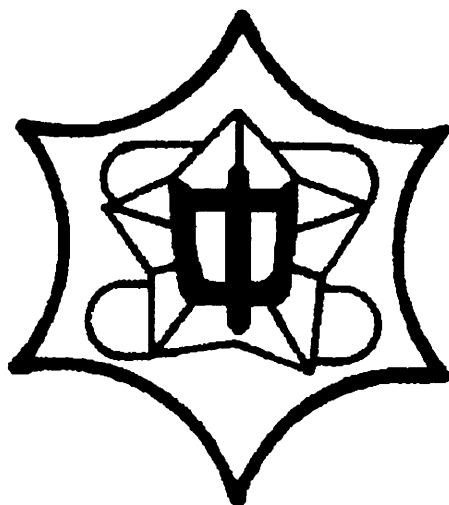


令和 4 年 度

宇都宮市立星が丘中学校保護者と教師の会（P T A）

定 期 総 会 資 料



とき 令和 4 年 4 月 2 8 日（木） 15 時から

ところ 星が丘中学校 体育館

※定期総会には、必ずお持ちくださるようお願いいたします。

会 次 第

1. 開会のことば
2. PTA会長あいさつ
3. 学校長あいさつ
4. 議長団選出
5. 議 事
 - (1) 令和3年度事業報告
 - (2) 令和3年度決算報告
 1. 一般会計
 2. 特別会計
 3. 周年事業積立金
 - (3) 令和3年度会計監査報告
 - (4) 令和4年度事業計画（案）
 - (5) 令和4年度予算（案）
 - (6) 体育・文化活動後援会
 1. 令和3年度決算報告
 2. 令和3年度会計監査報告
 3. 令和4年度予算（案）
 - (7) 手をつなぐ親の会
 1. 令和3年度決算報告
 2. 令和3年度会計監査報告
 3. 令和4年度予算（案）
 - (8) 令和4年度役員選出
 - (9) その他
6. 令和3年度役員あいさつ
7. 令和4年度役員あいさつ
8. 令和3年度正副部長紹介
9. 令和4年度正副部長委嘱及び紹介
10. 令和3年度給食費決算報告
11. 閉会のことば

…監査報告の押印について…

個人情報保護の観点より、監査報告
の押印は原本のみとし、本資料中の印
鑑コピーは省きました。

令和3年度事業報告

部 月	本 部	総 務 部	指 導 部	保 健 体 育 部	広 報 部	文 化 部	事 業 部	第 3 学 年 部	第 2 学 年 部	第 1 学 年 部
4	9. 入学式 ◆PTA所属部編成	15. 総会 資料印刷 及び準備 ◆	◆	◆	◆	◆	9. 新入生学校補助 教材販売協力 ◆	◆	◆	9. 入学式交通案内 ◆
	21. 市P連理事会(会長) 23. ◆定期総会(書面開催)	◆	◆	◆	◆	◆	※年間活動として ベルマーク活動	◆	◆	30. 部会・役員選出 ◆
5	11. 役員会(1) 11. ◆理事会(1) 26. 市P連定期総会 28. 昭和地域まちづくり推進協議会総会	◆ 28. 部会(書面開催)	◆ 22. 部会	◆ 22. 部会	◆ 24. 部会	◆ 24. 部会	◆ 24. 部会	◆ 29. 部会(書面開催)	◆ 29. 部会(書面開催)	◆ 25. 部会(書面開催)
6	13. 県P連定期総会 21. 魅力ある学校づくり地域協議会(1)		15. 下校指導(1)		24. 部会					
7	星が丘地区PTA連絡協議会総会 (書面開催) 6. 役員会(2) 6. ◆理事会(2)(書面開催)	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
					21. 広報誌136号発行					
8										
9	17. 県知事視察 30. 役員会(3) 30. ◆理事会(3)(書面開催)	◆	◆	◆	◆	◆	◆	21. 卒業準備金集金 ◆	◆	◆

令和3年度 PTA一般会計決算報告書

(単位・円)

収	入	7,346,905
支	出	2,467,567
残	高	4,879,338

1 収 入 (△減) (単位・円)

項	目	予 算 額	決 算 額	比 較	摘 要
会 員 会 費	会 員 会 費	3,818,400	2,501,310	△1,317,090	令和3年度は4月～11月のみ集金
利 息	預 金 利 息	25	39	14	利息
繰 越 金	前 年 度 繰 越 金	4,845,556	4,845,556	0	前年度繰越金
雑 収 入	そ の 他	0	0	0	
収入合計		8,663,981	7,346,905	△1,317,076	

2 支 出 (△減) (単位・円)

項	目	予 算 額	決 算 額	比 較	摘 要
PTA運営費		884,000	507,100	△376,900	
	会 議 費	204,000	1,930	△202,070	お茶代
	分 担 金 費	200,000	192,388	△7,612	市P連会費 他
	渉 外 費	10,000	203,280	193,280	賠償責任保険年間保険料
	通 信 費	70,000	36,241	△33,759	ホームルーター使用料 他
	印 刷 ・ 消 耗 品 費	400,000	73,261	△326,739	印刷機インク・マスター代 他
PTA活動費		900,500	96,100	△804,400	
	総 務 部	10,000	0	△10,000	
	指 導 部	23,500	0	△23,500	
	保 健 体 育 部	295,000	1,100	△293,900	書類ケース
	広 報 部	300,000	88,000	△212,000	広報誌印刷代
	文 化 部	50,000	0	△50,000	
	事 業 部	12,000	0	△12,000	
	3 学 年 部	20,000	0	△20,000	
	2 学 年 部	20,000	0	△20,000	
	1 学 年 部	20,000	0	△20,000	
	本 部	50,000	0	△50,000	
	研 修 補 助	100,000	7,000	△93,000	各種研修補助
生徒教育振興補助		1,380,000	555,222	△824,778	
	図 書 費	50,000	58,200	8,200	参考資料年間購読料 他
	行 事 補 助 費	650,000	412,866	△237,134	入学式 星フェス 卒業式 他
	教 育 活 動 補 助 費	50,000	34,950	△15,050	小さな親切運動年会費 他
	研 究 ・ 研 修 費	50,000	0	△50,000	
	渉 外 費	30,000	13,286	△16,714	受験関係資料送付代 他
周年行事積立		300,000	300,000	0	
	周 年 行 事 積 立	300,000	300,000	0	積立
特別支援教育補助費		150,000	150,000	0	
	特 別 支 援 教 育 補 助 費	150,000	150,000	0	手をつなぐ親の会
慶弔費		400,000	241,825	△158,175	
	慶 弔 費	400,000	241,825	△158,175	転退職目記念品代 弔慰金 祝金
予備費		3,549,481	0	△3,549,481	
	予 備 費	3,549,481	0	△3,549,481	
雑費		1,100,000	617,320	△482,680	
	雑 費	1,100,000	617,320	△482,680	感染症対策費 パソコン代他
支出合計		8,663,981	2,467,567	△6,196,414	

差引残高 4,879,338 円は、次年度へ繰り越いたします。

上記のとおり決算報告いたします。

令和4年4月28日

宇都宮市立星が丘中学校PTA会長 旭野 好紀

監査の結果、相違ないことを証明いたします。

令和4年4月28日

会計監査 前杉 妙子 (印)

会計監査 平山 久美子 (印)

会計監査 落合 祥子 (印)

令和3年度年度特別会計決算報告書

1 収入の部	643,354 円
(内訳) (1) 前年度繰越金	613,348 円
(2) 体育祭売店収益金	0 円
(3) 新入生補助教材販売委託費	30,000 円
(4) 利息	6 円
2 支出の部	0 円
3 差引残高	643,354 円

差引残高は次年度へ繰越いたします。

上記のとおり決算報告します。

令和4年 4月 28日

宇都宮市立星が丘中学校PTA会長

旭野 好紀

監査の結果相違ないことを証明いたします。

令和4年 4月 28日

会計監査	前杉 妙子 印
会計監査	平山 久美子 印
会計監査	落合 祥子 印

令和3年度周年事業積立金決算報告書

1 収入の部	2,251,694 円
(内訳) (1) 前年度繰越金	1,951,675 円
(2) 本年度積立金	300,000 円
(4) 利息	19 円
2 支出の部	0 円
3 差引残高	2,251,694 円

差引残高は次年度へ繰越いたします。

上記のとおり決算報告します。

令和4年 4月 28日

宇都宮市立星が丘中学校PTA会長

旭野 好紀

監査の結果相違ないことを証明いたします。

令和4年 4月 28日

会計監査 前杉 妙子 印

会計監査 平山 久美子 印

会計監査 落合 祥子 印

令和4年度事業計画(案)

部 月	本 部	総 務 部	指 導 部	保 健 体 育 部	広 報 部	文 化 部	事 業 部	第 3 学 年 部	第 2 学 年 部	第 1 学 年 部
4	11. 入学式 ◆PTA所属部編成	総会 資料印刷 及び準備			11. 入学式取材		11. 新入生学校補助 教材販売協力			11. 入学式交通案内
	20. 令和3年度市P連理事会(4) 28. ◆定期総会 28. 新旧役員顔合わせ・引継ぎ						※年間活動として ベルマーク活動			
5	9. 役員会(1) 9. ◆理事会(1) 13. 市P連新旧PTA会長会 26. 市P連定期総会 昭和地域まちづくり推進協議会総会	部会	部会	部会	部会	部会	部会	部会	部会	部会
6	5. 市P連ソフトボール大会応援 7. 魅力ある学校づくり地域協議会(1) 8. 市P連理事会(1) 昭和まつり実行委員会(1) 12. 県P連定期総会 29. 市P連リーダー研修会 星中ブロック 校長・会長会 星中ブロック 総会		下校指導(1) 29. 市P連リーダー研修会	5. 市P連ソフトボール大会① 19. 市P連ソフトボール大会② 29. 市P連リーダー研修会	5. 市P連ソフトボール大会 取材 前期企画編集会議 文化部講習会取材 後期企画編集会議	文化部講習会 29. 市P連リーダー研修会			29. 市P連リーダー研修会	
7	11. 役員会(2) 11. ◆理事会(2) ◆市P連Aブロック研修会(日程未定)				広報誌137号発行					
8	5. 市P連学校長・PTA会長研修会 市教委 宇都宮市食育研究大会 昭和まつり実行委員会(2)									
9	教育フォーラム 7. 市P連理事会(2) 12. 役員会(3) 12. ◆理事会(3) ◆星中ブロック4校合同行事		下校指導(2)		一斉下校指導取材			卒業準備金集金		
			1日巡回指導体験 市P連生活指導 委員会 講習会		1日巡回指導体験取材					

部 月	本 部	総 務 部	指 導 部	保 健 体 育 部	広 報 部	文 化 部	事 業 部	第 3 学 年 部	第 2 学 年 部	第 1 学 年 部
10	昭和まつり実行委員会(3) 中間会計監査 23. 市P連ハレーボール大会応援 26. 学習発表会協力 昭和まつり2022協力			13. 市P連ハレーボール大会 要項説明会・抽選会 23. 市P連ハレーボール大会①	広報誌138号発行 23. 市P連ハレーボール大会 取材 26. 学習発表会取材 昭和まつり取材	市P連研修委員会 研修会 26. 学習発表会協力		26. 学習発表会協力	市P連学年学級 委員会研修会 26. 学習発表会協力	26. 学習発表会協力
11	8. 県P連子育てセミナー 8. 魅力ある学校づくり地域協議会(2) 昭和まつり実行委員会(4)反省会 成人式実施委員会 14. 役員会(4) 14. ◆理事会(4) PTA球技大会応援	◆	◆ 非行防止講演会	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
		◆	◆ 下校指導(3)	◆ PTA球技大会 20. 市P連ハレーボール大会②	◆ 創立記念日取材 PTA球技大会取材 文化部講習会取材	◆ 文化部講習会	◆	◆ PTA球技大会応援	◆ PTA球技大会応援	◆ PTA球技大会応援
12	14. 市P連理事会(3) 20. 新入生保護者説明会				ベルマーク集計 取材					修学旅行業者 選定委員会 20. 新入生保護者 説明会協力
1	9. 成人式協力 16. 役員会(5) 16. ◆理事会(5) 20. 市P連PTA会長会 26. ◆学校給食・保健委員会	◆ ◆ 部会	◆ ◆	◆ ◆ 部会	◆ ◆	◆ ◆ 部会	◆ ◆ 部会	中旬～ 卒業記念品準備 ◆	◆	◆
2	星中ブロック校長・会長会 2. 魅力ある学校づくり地域協議会(3) 臨時役員会		部会 下校指導(4)		部会				部会	部会
3	13. 卒業式 16. 役員会(6) 16. ◆理事会(6) 会計監査	◆ ◆	◆	◆	広報誌139号発行 ◆	◆	◆	◆	◆	◆
4	入学式 ◆PTA所属部編成 ◆定期総会・歓送迎会	総会・歓送迎会 資料印刷及び準備 ◆ ◆	◆ ◆	◆ ◆	◆ ◆	◆ ◆	新入生学校補助 教材販売協力 ◆ ◆	◆ ◆	◆ ◆	入学式交通案内 ◆ ◆

* 上記以外に、市P連常置委員会・各種研修会に参加

令和4年度 PTA一般会計予算(案)

(単位:円)

収	入	8,697,763
支	出	8,697,763
残	高	0

1 収 入

(△減) (単位:円)

項	目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	付 記
会 員 会 費	会 員 会 費	3,818,400	3,818,400	0	(T 50+P 690)×430円×12か月
利 息	預 金 利 息	25	25	0	利 息
繰 越 金	前 年 度 繰 越 金	4,879,338	4,845,556	33,782	前年度繰越金
雑 収 入	そ の 他	0	0	0	
収入合計		8,697,763	8,663,981	33,782	

2 支 出

(△減) (単位:円)

項	目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	付 記
PTA運営費		1,235,000	884,000	351,000	
	会 議 費	225,000	204,000	21,000	星が丘地区PTA協議会費 他※1
	分 担 金 費	200,000	200,000	0	市P連会費 他
	渉 外 費	290,000	10,000	280,000	保険料 他※2
	通 信 費	70,000	70,000	0	インターネット活用のホームルーター使用料他
	印 刷・消 耗 品 費	450,000	400,000	50,000	印刷機インク・マスター zoomマイク代
PTA活動費		820,500	900,500	△80,000	
	総 務 部	10,000	10,000	0	総会準備用品 他
	指 導 部	23,500	23,500	0	トランシーバー 他
	保 健 体 育 部	215,000	295,000	△80,000	各種球技大会経費 プロテクター 他
	広 報 部	300,000	300,000	0	広報誌印刷代 他
	文 化 部	50,000	50,000	0	研修会他
	事 業 部	12,000	12,000	0	ベルマーク送料 他
	3 学 年 部	20,000	20,000	0	体育祭参加賞 他
	2 学 年 部	20,000	20,000	0	体育祭参加賞 他
	1 学 年 部	20,000	20,000	0	体育祭参加賞 他
	本 部	50,000	50,000	0	歴代校長・PTA会長会補助金 他
	研 修 補 助	100,000	100,000	0	各種研修補助
生徒教育振興補助		1,380,000	1,380,000	0	
	図 書 費	50,000	50,000	0	生徒閲覧用図書 他
	行 事 補 助 費	650,000	650,000	0	入学式 卒業式 他
	教 育 活 動 補 助 費	50,000	50,000	0	小さな親切運動年会費 他
	研 究・研 修 費	50,000	50,000	0	研究大会参加費 他
	渉 外 費	30,000	30,000	0	各種会費分担金 他
	環 境 整 備 補 助 費	550,000	550,000	0	カーテンクリーニング 他
周年行事積立		300,000	300,000	0	
	周 年 行 事 積 立	300,000	300,000	0	積立
特別支援教育補助費		150,000	150,000	0	
	特 別 支 援 教 育 補 助 費	150,000	150,000	0	手をつなぐ親の会
慶 弔 費		400,000	400,000	0	
	慶 弔 費	400,000	400,000	0	慶弔費 祝金 転退職員記念品代
予備費		3,312,263	3,549,481	△237,218	
	予 備 費	3,312,263	3,549,481	△237,218	
雑 費		1,100,000	1,100,000	0	
	雑 費	1,100,000	1,100,000	0	感染症対策費 パソコン ヘルメット他
支出合計		8,697,763	8,663,981	33,782	

※1 オンライン会議用アプリ使用料

※2 PTA活動補償制度・賠償責任保険

宇都宮市立星が丘中学校

保護者と教師の会（P T A）会則

第 1 章 総 則

第 1 条 （名称と事務局）

この会は「宇都宮市立星が丘中学校保護者と教師の会（P・T・A）」といい、事務局を同中学校内におく。

第 2 条 （ 目 的 ）

この会は、保護者と教師が協力して、学校と家庭と社会における、生徒のよりよい成長と幸福のために、教育の理解と振興につとめ、会員相互の研修や各種の活動を行うことを目的とする。

第 2 章 方 針

第 3 条 （ 方 針 ）

この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針にしたがって活動する。

1. 青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体、および機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、専ら営利を目的とするような活動をしない。
3. この会、またはこの会の役員の名で、政治活動をしない。
4. 教職員の人事、その他学校の運営に干渉しない。

第 3 章 活動および組織

第 4 条 （ 活 動 ）

この会は、第 2 条の目的を達成させるために、次の活動を行う。

1. 家庭・学校および社会生活において、生徒の福祉増進をはかる。
2. 家庭と学校とが緊密な連絡をはかり、生徒の生活指導をする。
3. 生徒の学習および生活環境を、よりよく向上させる。
4. 保護者と教師の相互理解と密着をはかるため、各種の研修会を行う。
5. その他必要と認める事項。

第 5 条 （ 組 織 ）

この会の活動を行うため次の部をおく。

なお、活動内容については、別紙細則のとおりとする。

1. 総 務 部
2. 指 導 部

3. 保健体育部
4. 広 報 部
5. 文 化 部
6. 事 業 部
7. 第3学年部
8. 第2学年部
9. 第1学年部

第4章 会 員

第 6条 （ 会 員 ）

この会の会員は、本校在校生徒の保護者と、本校教職員とする。

第 7条 （ 会 費 ）

この会の会費は、月額430円とする。

第5章 役員および理事

第 8条 （ 役 員 ）

この会の役員は、次のとおりである。

1. 会 長 1名（保護者）
2. 副 会 長 5名（保護者4名・教師1名）
3. 書 記 5名（保護者2名・教師3名）
4. 会 計 6名（保護者3名・教師3名）
5. 幹 事 2名（保護者）

副会長以下の役員の人数については、理事会の発案と総会の了承において、調整は可能とする。

第 9条 （ 理 事 ）

この会の理事は、役員と各部長・副部長とする。

第10条 （ 役員の任務 ）

1. 会長は、会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その代理をつとめる。
3. 書記は、総会および各種会合の議事の記録や、諸通知の発送をする。
4. 会計は、会計事務にあたる。
5. 幹事は、会の補佐をする。

第11条 （役員・理事の選出）

1. 会長・副会長・書記・会計および幹事は、推薦委員会の推薦を受けた候補者の中から、総会で選出する。

推薦委員会に関する事項は、別に細則で定める。

2. 部長・副部長は各部会で部員から選出し、会長が委嘱する。
3. 部 長 各1名（保護者）

4. 副部長 各3名（保護者2名・教師1名）

第12条（役員・理事の兼任禁止）

1人の会員が、2つ以上の役員を兼ねることはできない。

第13条（役員・理事の任期）

役員・理事の任期は1か年である。ただし再選を妨げない。欠員補充者の任期は、その残任期間である。

第14条（顧問）

学校長は、顧問としてすべての会議に出席し、意見を述べることができる。

第6章 会 議

第15条（会議）

この会の会議は、総会・臨時総会・理事会・役員会・部会の5種である。

第16条（総会）

総会は、この会の最高の決議機関で、定期総会と臨時総会とがあり、いずれも、会長が招集する。定期総会は毎年4月に開き、PTA会員の3分の1で成立し、次のことを審議する。

1. 前年度の決算および事業報告
2. 新年度の予算および事業計画
3. 会則の改廃
4. 役員の改選
5. その他 この会の運営に重大な影響を及ぼすと思われる事業。

臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の要求があったとき開く。緊急の事態が発生し、臨時総会を開くことが困難なときは、理事会をもってこれにかえることができる。ただし、その場合は事業の内容を次の総会に報告して、承認を求めなければならない。

第17条（理事会）

理事会は総会につぐ重要な機関であって、随時会長が招集して、この会の企画ならびに当面の問題について審議し、その実施を推進する。予算の補正、予備費の流用、および細則・規定の改正は理事会で決定する。

ただし、予算の補正については、次の総会に報告して承認をもとめなければならない。

第18条（役員会）

役員会は、会長が必要と認めたとき、会長・副会長・書記・会計・幹事によって構成され、理事会に提出する重要事項・その他専門事項を企画検討する。

第19条（部会）

部会は、必要に応じて部長が招集し、部の事業計画ならびに当面の問題について審議する。

第20条（議事の決定）

議事の決定は出席者の過半数の同意による。可否同数のときは議長がこれを決定する。

第 7 章 会 計

第 2 1 条 （ 経 費 ）

この会の経費は次の収入による。

1. 会 費
2. 事業収入

第 2 2 条 （会 計 年 度）

この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 8 章 会 計 監 査

第 2 3 条 （会 計 監 査）

1. この会の会計を監査するために、会計監査（保護者 3 名）をおく。
2. 会計監査の選出・任期は役員に準ずる。
3. 会計監査は必要に応じ会計を監査する。

第 9 章 付 則

第 2 4 条 （ 会 員 の 慶 弔 ）

会員の慶弔については別に定める。

細 則

第1条 各部の活動

1. (期間) 各部の活動期間は定期総会から次の定期総会までとする。

2. (内容)

部	活 動 内 容
総 務 部	総会・歓送迎会 総会資料などの作成 体育祭協力 学校給食委員会
指 導 部	下校指導 特別巡回指導 講演会協力 体育祭協力 学習発表会協力 学校給食委員会 市P連生活指導委員会
保健体育部	球技大会 市P連ソフトボール大会 及びバレーボール大会 (講習会・練習試合等含む) 体育祭協力 学校保健・給食委員会 市P連保健体育委員会
広 報 部	広報紙「星が丘」発行 各行事の取材 学校給食委員会 市P連広報委員会
文 化 部	研修旅行・講習会等 体育祭協力 学習発表会協力 学校給食委員会 市P連研修委員会
事 業 部	学校補助教材の販売協力 ベルマーク活動 体育祭協力(売店) 学校給食委員会
各学年部	学年行事協力(講演会等) 入学式交通案内(第1学年) P T A球技大会応援 新入生保護者説明会協力(第1学年) 市P連学年学級委員会(第2学年部長) 体育祭協力(P T A種目) 学習発表会協力 学校給食委員会

第2条 推薦委員会(会則 第11条 第1項に関する細則)

1. (任務) 推薦委員会は、本会の会長、副会長、書記、会計、幹事および会計監査の候補者を、総会に推薦するものとする。

2. (構成) 推薦委員会の委員は、次のものをもって構成する。

- (1) 各部会から1名
- (2) 教師から2名
- (3) 退会役員
- (4) 委員長は、総務部長が勤める。

3. (解散) 推薦委員会は、その任務が終了したときに解散するものとする。

- 付記
1. この会則は、昭和31年 4月 1日から適用する。
 2. この改正会則は、昭和43年 4月 1日から適用する。
 3. この改正会則は、昭和47年 4月28日から適用する。
 4. この改正会則は、昭和48年 4月27日から適用する。
 5. この改正会則は、昭和49年 4月 1日から適用する。
 6. この改正会則は、昭和55年 5月 1日から適用する。
 7. この改正会則は、昭和56年 4月27日から適用する。
 8. この改正会則は、昭和56年12月18日から適用する。
 9. この改正会則は、昭和59年 4月26日から適用する。
 10. この改正会則は、平成 元年 4月21日から適用する。(会費増額)
 11. この改正会則は、平成 6年 4月28日から適用する。(会費増額)
 12. この改正会則は、平成 8年 4月26日から適用する。
 13. この改正会則は、平成 9年 4月25日から適用する。
 14. この改正会則は、平成10年 4月24日から適用する。
 15. この改正会則は、平成11年 4月23日から適用する。
 16. この改正会則は、平成12年 4月28日から適用する。
 17. この改正会則は、平成13年 4月27日から適用する。
 18. この改正会則は、平成14年 4月26日から適用する。
 19. この改正会則は、平成15年 4月25日から適用する。
 20. この改正会則は、平成17年 4月28日から適用する。
 21. この改正会則は、平成18年 4月28日から適用する。
 22. この改正会則は、平成20年 3月18日から適用する。
 23. この改正会則は、平成21年 4月28日から適用する。
 24. この改正会則は、平成25年 1月18日から適用する。
 25. この改正会則は、平成30年 4月27日から適用する。(会計監査)
 26. この改正会則は、平成31年 4月26日から適用する。
 27. この改正会則は、令和 2年 4月24日から適用する。(第7条 会費の増額)

宇都宮市立星が丘中学校保護者と教師の会(PTA)慶弔規定

第1条 会員に慶弔ある場合は本規定による。

第2条 本会員・生徒に慶弔のあった場合には次のように慶弔の意を表わす。

- | | | |
|-----|---------------|----------------------------|
| 第1項 | 死亡のとき | 香典10,000円と供物1基(時価)
会長会葬 |
| 第2項 | 教職員の1親等死亡のとき | 香典 5,000円と供物1基(時価)
会長会葬 |
| 第3項 | 教職員入院1か月以上のとき | 見舞金5,000円、会長見舞 |
| 第4項 | 教職員結婚のとき | 祝金10,000円 |

第3条 削除

第4条 会員宅が風害・火災などで甚大な災害を受けたときは、必要に応じ役員会で決定し、見舞金10,000円を贈る。会長は、見舞いに行く。

第5条

第1項 教職員の転退職のときは、次の基準で記念品を贈る。

- | | | |
|------|--------|--------------------|
| 勤続年数 | 3年未満 | 5,000円 |
| 勤続年数 | 3年から6年 | 7,000円 |
| 勤続年数 | 7年以上 | および 管理職
10,000円 |

第2項 本部役員の退任のときは、記念品を贈る。

第6条 本規定にない慶弔については、理事会の協議によって決定する。

急を要する執行は、会長専決とし、後日理事会に報告し承認を得る。

第7条 本規定運営のための費用は、PTA一般会計より拠出する。

第8条 本規定による慶弔にあたっては、一切の返礼を受けないものとする。

付 記 1. 本規定は昭和48年4月27日より実施する。

従来の規約ならびに一切の慣行は、その時点において消滅するものとする。

2. この改正規定は昭和51年 4月 1日から適用する。
3. この改正規定は昭和56年12月18日から適用する。
4. この改正規定は昭和57年 4月27日から適用する。
5. この改正規定は昭和60年 4月20日から適用する。
6. この改正規定は平成 3年 4月24日から適用する。
7. この改正規定は平成 6年 4月28日から適用する。
8. この改正規定は平成 8年 4月26日から適用する。
9. この改正規定は平成 9年 4月25日から適用する。
10. この改正規定は平成10年 4月24日から適用する。
11. この改正規定は平成11年 4月23日から適用する。
12. この改正規定は平成20年 1月17日から適用する。
13. この改正規定は平成21年 1月13日から適用する。
14. この改正規定は平成21年 3月17日から適用する。
15. この改正規定は平成23年 4月28日から適用する。
16. この改正規定は令和 2年 4月24日から適用する。(第3条 元PTA会長及び元校長への香典の廃止、第5条第1項 記念品額改定、第5条第2項 退任本部役員への記念品、第7条 慶弔費の集金廃止及び慶弔特別会計の廃止)

令和3年度 体育・文化活動後援会決算報告

(単位:円)

収	入	3,745,696
支	出	3,008,043
残	額	737,653

1 収 入 (△減) (単位:円)

項	目	予 算 額	決 算 額	比 較	備 考
繰 越 金	繰 越 金	271,687	271,687	0	前年度繰越金
会 費	会 費	3,416,000	3,474,000	58,000	月額400円×12月
利 息	利 息	10	9	△1	
そ の 他	そ の 他	0	0	0	
収入合計		3,687,697	3,745,696	57,999	

2 支 出 (△減) (単位:円)

項	目	予 算 額	決 算 額	比 較	備 考
事 務 費		1,000	0	△1,000	
活 動 費		2,922,000	2,264,203	△657,797	
	(1) 備 品 ・ 消 耗 品 費	1,992,000	1,823,967	△168,033	各部活動費を切り良くするため、前年度の予算と端数の誤差あり
	(2) 交 通 費	800,000	400,000	△400,000	応援生徒なしの大会が多いため、減額
	(3) 部 活 動 以 外	30,000	0	△30,000	該当なし
	(4) 運 搬 費	100,000	40,236	△59,764	コンクール参加時、演劇部大道具運搬費
体 育 ・ 文 化 活 動 後 援 会 派 遣 費		580,800	580,800	0	関東・全国大会派遣費積立へ
分 担 金		163,040	163,040	0	
	(1) 中 体 連 分 担 金	158,040	158,040	0	生徒数割り分担金
	(2) 中 文 連 分 担 金	5,000	5,000	0	定額分担金
雑 費		10,000	0	△10,000	
予 備 費		10,000	0	△10,000	
そ の 他					
支出合計		3,686,840	3,008,043	△678,797	

3 残金 737,653 円は次年度に繰り越します。

上記のとおり決算報告いたします。

令和4年4月28日

宇都宮市立星が丘中学校体育・文化活動後援会長

旭野 好紀

監査の結果相違ないことを証明いたします。

令和4年4月28日

会計監査	前杉 妙子	印
会計監査	平山 久美子	印
会計監査	落合 祥子	印

令和3年度 体育・文化活動後援会活動費

(1)備品・消耗品費 内訳

		(△減)		(単位・円)
部活名	予 算 額	決 算 額	比 較	備 考
(1) 備 品 ・ 消 耗 品 費	2,922,000	2,264,203	△657,797	
1 野 球	71,000	71,000	0	バット、練習球、スコアブック代 他
2 サッカー	69,000	69,000	0	ボール、他
3 男子テニス	97,000	97,000	0	ボール代、コートライン他
4 女子テニス	97,000	97,000	0	ボール、かご代 他
5 水泳	118,000	114,050	△3,950	プール使用、なわとび・マット代、他
6 男子バスケット	89,000	78,360	△10,640	ボール、ボールかご・袋 代 他
7 女子バスケット	52,000	46,245	△5,755	ボール、ボールバッグ代 他
8 バドミントン	237,000	218,960	△18,040	シャトル代、他
9 女子バレー	69,000	69,000	0	電子ホイッスル、ボール代 他
10 男子バレー	68,000	67,980	△20	ボール代 他
11 卓球	172,000	91,040	△80,960	練習球、ネット、他
12 剣道	76,000	74,034	△1,966	防具代
13 弓道	200,000	200,000	0	弓代、巻き藁他
14 吹奏楽	96,000	95,574	△426	会場使用料、楽器レンタル料
15 合唱	84,000	81,449	△2,551	CD代、楽譜代 他
16 演劇	53,000	53,000	0	舞台小道具、大会参加費、施設利用代 他
17 科学	112,000	106,203	△5,797	実験用薬品代、他
18 美術	170,000	132,400	△37,600	画材、クロッキー帳代 他
19 茶華道	62,000	61,672	△328	桶、花器代 他

(3)部活動以外 内訳

		(△減)		(単位・円)
	予 算 額	決 算 額	比 較	備 考
交 通 費	800,000	400,000	△400,000	応援生徒限定の為、減額
部 活 動 以 外	30,000	0	△30,000	該当なしで、未執行
運 搬 費	100,000	40,236	△59,764	演劇、吹奏楽、合唱物品運搬費

※ 各部への予算額の算出方法は、年度予算額の半分の額を、前年度の各部の比率に応じて配分し

その後、残額を部員数に応じて分配する。(平成20年5月改正)

(2)令和3年度 交通費支給内訳について (単位:円)

	3地区・県大会(春季, 総体, 新人)		合計
	選手派遣費※1	応援生徒旅費※2	
野球	18,200		18,200
バスケットボール (男)	45,192	126,570	171,762
バスケットボール (女)	9,828		9,828
バレーボール(男)	34,608	48,400	83,008
バレーボール (女)	16,940	33,770	50,710
サッカー	40,236		40,236
ソフトニス (男)	11,816	5,500	17,316
ソフトニス (女)	15,792	3,000	18,792
卓球	19,208	13,010	32,218
剣道	26,572	13,630	40,202
弓道	21,112	2,000	23,112
水泳競技	36,638	85,420	122,058
バドミントン	39,928	20,260	60,188
吹奏楽		27,180	27,180
合 唱		11,500	11,500
演 劇		9,760	9,760
茶華道			0
科学			0
合計	336,070	400,000	736,070
	は準ずる大会として		

※1 宇都宮選手派遣費記載のとおり

※2 体育文化後援会費記載のとおり

(4) 運搬費について

(単位:円)

吹奏楽楽器運搬費	29,700	保護者会へ
合唱部運搬費		保護者会へ
演劇部運搬費	10,536	立替、顧問へ
合計	40,236	

令和3年度 体育・文化活動後援会関東・全国大会派遣費 決算報告

1. 収 入	2,512,538 円
2. 支 出	212,352 円
3. 残 高	2,300,186 円

1. 収入の部

(単位:円)

項 目	決 算 額	備 考
繰 越 金	1,859,323	前年度より
繰 入 金	580,800	体育・文化活動後援会費より
繰 入 金	72,400	中体連補助金
利 息	15	預金利息
合 計	2,512,538	

2. 支出の部

(単位:円)

項 目	決 算 額	備 考
関東水泳大会参加旅費	202,352	
全国関東相当大会個人参加祝い金(書道)	10,000	
合 計	212,352	

3. 残金 2,300,186 円は次年度に繰り越します。

上記の通り決算報告いたします。

令和4年4月28日

宇都宮市立星が丘中学校体育・文化活動後援会長 旭野 好紀

監査の結果相違ないことを証明いたします。

令和4年4月28日

会計監査	前杉 妙子	印
会計監査	平山 久美子	印
会計監査	落合 祥子	印

令和4年度

体育・文化活動後援会予算(案)

(単位:円)

収	入	4,129,663
支	出	4,129,663
残	額	0

1 収 入

(△減)

(単位:円)

項	目	今年度予算額	前年度予算額	比 較	備 考
繰越金	繰越金	737,653	271,687	465,966	前年度繰越金
会費	会費	3,392,000	3,416,000	△24,000	
利息	利息	10	10	0	
その他	その他		0	0	
収入合計		4,129,663	3,687,697	441,966	前年度集金削減による影響

2 支 出

(△減)

(単位:円)

項	目	今年度予算額	前年度予算額	比 較	備 考
事務費		1,000	1,000	0	
活動費		3,371,183	2,922,000	449,183	
	(1) 備品・消耗品費	2,441,183	1,992,000	449,183	昨年からの繰越金が多いことによる増額
	(2) 交通費	800,000	800,000	0	体育部大会応援生徒、文化部コンクール参加生徒交通費
	(3) 部活動以外	30,000	30,000	0	
	(4) 運搬費	100,000	100,000	0	吹奏楽部楽器・演劇部大道具運搬費、大会参加費、施設利用費等
体育・文化活動後援会派遣費		576,800	580,800	△4,000	関東・全国大会派遣費積立へ定額から生徒数×800に変更
分担金		160,680	163,040	△2,360	
	(1) 中体連分担金	155,680	158,040	△2,360	
	(2) 中文連分担金	5,000	5,000	0	定額分担金
雑費		10,000	10,000	0	
予備費		10,000	10,000	0	
支出合計		4,129,663	3,686,840	442,823	

宇都宮市立星が丘中学校体育・文化活動後援会会則

第1章 名称および目的

- 第1条 本会は、宇都宮市立星が丘中学校体育・文化活動後援会といい、事務局を宇都宮市立星が丘中学校内におく。
- 第2条 本会は、星が丘中学校生徒の体育・文化活動を後援して体育・文化の振興をはかり、健全な青少年の育成に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 体育部ならびに文化部活動の援助。
 2. 部活動以外の生徒の体育・文化活動の援助。
 3. その他、本会の目的達成のために必要な事業。

第2章 会員および賛助会員

- 第4条 本会の会員および賛助会員は、次の者とする。
1. 会員は、宇都宮市立星が丘中学校在校生の保護者、またはこれに代わる者とする。
 2. 賛助会員は、本会の趣旨に賛同する者とする。

第3章 役員

- 第5条 本会に次の役員をおく。
1. 会長（PTA会長）
 2. 副会長（PTA副会長）
 3. 書記（PTA書記）
 4. 会計（PTA会計）
 5. 幹事（PTA幹事）
- 第6条 本会に、顧問をおくことができる。
顧問は学校長とする。
- 第7条
1. 会長は、会務を統括し、本会を代表する。
 2. 役員は、役員会を構成し、本会の執務にあたる。
 3. 書記は、議事録を整理保管するとともに庶務にあたる。
 4. 会計は、本会の会計事務にあたる。
 5. 幹事は、会の補佐をする。
- 第8条 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第4章 会 議

第 9 条 本会の会議は総会および役員会とし、会長がこれを招集する。

第10条 1. 総会は年1回開催し、事業・決算報告、予算、会則等審議する。
2. 規定の審議は役員会で行ない、PTA理事会で承認を得る。

第5章 会 計

第11条 本会の経費は、次の収入による。
1. 会 費 （生徒一人あたり一口とする。なお額は総会にて決定する。）
2. 賛助金
3. その他

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 会計監査

第13条 1. この会の会計を監査するために、会計監査（PTA会計監査）をおく。
2. 会計監査の選出・任期は、役員に準ずる。
3. 会計監査は、必要に応じ会計を監査する。

第7章 派遣費

第14条 1. 部活動の派遣費の支給は、原則として関東・全国大会の場合とする。詳細については、体育・文化活動後援会派遣費支給規定による。
2. 部活動以外の生徒の体育・文化活動派遣費については、その都度役員会で決定し、PTA理事会に報告する。

付 則 1. 本会則は、平成10年4月24日から適用する。
2. 会則の変更は、総会において出席者の過半数の賛成がなければならない。
3. この改正会則は、平成11年4月23日から適用する。
4. この改正会則は、平成12年4月28日から適用する。
5. この改正会則は、平成15年4月25日から適用する。
6. この改正会則は、平成16年4月30日から適用する。
7. この改正会則は、平成20年4月28日から適用する。

体育・文化活動後援会 派遣費支給規定

第 1 条 目 的

本規定は宇都宮市立星が丘中学校体育・文化活動後援会（以下、後援会と称する）会則第 14 条第 1 項を受け、本校の生徒及び引率者を関東・全国大会に参加させるにあたり、その活動が円滑かつ有効に遂行できるために、派遣費の支給規定を定めるものである。

第 2 条 協 議

後援会長は派遣費の支給について、必要に応じ役員、本校関係職員、当該部顧問及び保護者会代表で協議し、役員会で決定する。

第 3 条 基 金

1. 後援会費の派遣費を充てる。
2. 県中体連からの補助金を充てる。
3. 宇都宮市からの補助金を充てる。
4. その他

第 4 条 使 途

1. 中体連主催の関東・全国大会に参加するための必要経費
2. 上記の大会に準ずる大会に参加するための必要経費または祝い金
(ただし、招待による参加は対象外とする)
 - ・吹奏楽部においては東関東吹奏楽コンクール、全国吹奏楽コンクール、全国アンサンブルコンテスト
 - ・合唱部においては関東合唱コンクール、全国合唱コンクール、NHK 合唱コンクール、声楽アンサンブルコンテスト
 - ・その他の部においては必要に応じ、本規定第 2 条により協議する。
 - ・部活動以外においては、後援会会則第 14 条第 2 項により協議する。

第 5 条 会 計

派遣費の会計は後援会の会計が担当し、監査は後援会会計監査が担当する。

第 6 条 経費規定

1. 生徒（大会要項に示された人数）
 - (1) 交通費
 - ・星が丘中学校から大会会場および宿泊場所までなど移動にかかる費用
 - ・原則として公共交通機関を利用する。
 - ・開催地によっては、新幹線等の指定席特急料金、飛行機の利用を認める。グリーン席・指定席の利用料金は支出しない。

- ・ 借り上げバスの利用について
 - 競技、開催場所、交通事情によっては借り上げバスの利用を認める。但し公共交通機関を利用した場合の運賃換算の総額を支給上限とする。必要に応じて、有料道路料金を支給する。
 - バスの大きさは人数を考慮し、適切と認められた範囲でチャーターする。
 - バスに空席が出来た場合、同乗者の利用を妨げない。
 - ・ タクシーを利用した場合は、領収書を添付する。
- (2) 廃止
- (3) 宿泊費
- ・ 県外で宿泊が必要と認められた場合のみ支給し、上限を一人 1 泊 10,000 円とする。
 - ・ 前泊、後泊は状況に応じ、協議する。
- (4) 大会参加費
- ・ 大会要項に示された基準額を支給する。
- (5) 食費
- ・ 昼食費は大会要項に示された場合のみ基準額を支給する。
2. 引率者（大会要項に示された人数）
- ・ 交通費・宿泊費・食費を生徒の支給規定に準じ支給する。食費は 1 食の上限を 1,000 円とする。
3. 支給額について
- ・ 1 つの部活動の関東大会・全国大会等の支給額は、生徒数に関しては上限を大会要項に示された人数で計算し、支給する。
 - ・ 引率の職員の経費は全額支給とする。
4. 支給対象となる大会数について
- (1) 1 つの部活動が、1 会計年度中に第 6 条 3 の規定通り受給できる大会数は、関東大会（または関東甲信越大会・東関東大会）1 回、全国大会 1 回とする。支給を申請する大会はその部活動で判断できる。
- (2) 第 6 条の 4.(1)の回数を越えて参加する大会については、中体連または市に申請し、交付を受ける。
5. その他
- (1) 大会要項に示されたもの以外については原則として派遣費を支給しない。
ただし、大会に参加する上で、どうしても派遣が必要な場合（バドミントンシングルのパートナー等）は、その都度協議する。
- (2) 予選敗退等、主催者の規定の中で発生したキャンセル料等は、経費に含む。
- (3) 学校長または学校を代表する職員、および P T A 役員の派遣については、必要に応じ 1 大会につき各 1 名の派遣費支給をすることができる。
- (4) 楽器運搬費等は必要に応じて協議する。

細 則

1. 部活顧問は、事前に経費見積書を会計に提出し、第 2 条の定めるところによる

協議を経て、必要と認められた概算支給（総支出経費予定額の８割）を大会出発前に受け、帰校後、経費精算書を会計に提出し精算を行う。

2. 第２条による協議事項が生じた場合、その都度これを記録として残す。
3. 第４条２の申請を行う場合には、負担経費の明細・大会要項・参加費領収書写し・登録メンバー表など参加したことを証明する書類の添付を必須とする。
4. 派遣費については、当該年度の収入および支出の状況により協議し、第６条の経費規定によらない場合がある。

付 則

この規定は、平成２１年 ７月 ９日より施行する。

この規定は、平成２５年 ３月 １５日より適用する。

この規定は、平成２６年 ３月 １４日より適用する。

この規定は、平成２８年 ７月 １２日より適用する。

この規定は、平成２８年 ７月 １２日より適用する。

この規定は、令和 ２年 ４月 ２４日より適用する。（第４条の２、第６条の１、２、３、４、５、細則の４）

令和3年度 星が丘中手をつなぐ親の会 決算報告

1. 収入	150,000 円
2. 支出	150,000 円
3. 残高	0 円

1. 収入の部 △は減 (単位:円)

項 目	予算額	決 算 額	増 減	備 考
特別支援教育費	150,000	150,000	0	PTA会計より
繰 越 金	0	0	0	
雑 収 入	0	0	0	
合 計	150,000	150,000	0	

2. 支出の部 △は減 (単位:円)

項 目	予算額	決 算 額	増 減	備 考
校外活動費	50,000	0	△ 50,000	校外学習、宿泊学習等補助金
教材・教具費	94,000	144,300	50,300	学習プリント印刷代、ドリル等
分 担 金	3,000	2,700	△ 300	栃特連分担金
雑 費	3,000	3,000	0	愛の一円募金
合 計	150,000	150,000	0	

上記のとおり決算報告いたします。

令和4年 4月 28日

宇都宮市立星が丘中学校手をつなぐ親の会会長 旭野 好紀

監査の結果相違ないことを証明いたします。

令和4年 4月 28日

会計監査 前杉 妙子 印

会計監査 平山 久美子 印

会計監査 落合 祥子 印

令和4年度 星が丘中手をつなぐ親の会予算(案)

1 収入の部 150,000円

		△は減		(単位:円)
項 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
特別支援教育費	150,000円	150,000円	0	PTA会費より
繰越金	0	0	0	
雑収入	0	0	0	
合 計	150,000円	150,000円	0	

2 支出の部 150,000円

		△は減		(単位:円)
項 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
校外活動費	50,000	50,000	0	合同行事参加費補助金等
教材・教具費	94,000	94,000	0	
分担金	3,000	3,000	0	栃特連分担金
雑 費	3,000	3,000	0	愛の一円募金
合 計	150,000	150,000	0	

宇都宮市立星が丘中学校手をつなぐ親の会会則

(総則)

- 第1条 本会は、宇都宮市立星が丘中学校手をつなぐ親の会といい、事務局を同中学校内に置く。
- 第2条 本会は、特別な教育的支援を必要とする子どもたちの教育の振興と充実を図り、あわせて社会的自立を援助することを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 本校特別支援教育における指導と設備の充実を図るための事業。
 2. 本校特別支援教育に対する理解と協力を得るための事業。
 3. その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

(会員)

- 第4条 本会は、本校のPTA会員をもって組織する。

(役員、顧問及び会計監査)

- 第5条 本会の役員は、次のとおりとする。
1. 会 長 (PTA会長)
 2. 副会長 (PTA副会長)
 3. 書 記 (PTA書記及び特別支援学級担任)
 4. 会 計 (PTA会計及び特別支援学級担任)
 5. 幹 事 (PTA幹事および特別支援学級保護者)
- 第6条 本会に、顧問を置くことができる。
顧問は、学校長とする。
- 第7条 本会に、会計監査を置く。
会計監査は、PTA会計監査がこれを兼ねる。

- 第8条 会長は、会務を統括し、本会を代表する。
副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれに代わる。
書記は、議事録を整理保管するとともに庶務にあたる。
会計は、本会の会計事務にあたる。
幹事は、会の補佐をする。
顧問は、役員会に出席し意見を述べることができる。
会計監査は、本会会計を監査する。

(会議)

- 第9条 本会の会議は、総会・役員会の2種とする。
総会は、年1回とし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
総会は、会則の改正・事業及び決算承認・事業案及び予算案審議・その他会の運営に重要な事項の審議を行う。
役員会は、随時必要なときにこれを開催する。
役員会は、総会議案の審議・その他必要な事項の審議を行う。

(会計)

- 第10条 本会の経費は、PTA会計からの繰入金、及びその他の収入をもってあてる。
本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(付則)

1. 本会則は平成22年4月28日から適用する。

宇都宮市立星が丘中学校PTA組織図

